

高山市上下水道事業告示第 11 号

高山市特定環境保全公共下水道国府処理区及び栃尾処理区の供用を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 7 日

高山市長 田 中 明

記

1 供用開始年月日

令和 8 年 9 月 7 日

2 下水を排除すべき区域（下水道を使用できる区域）

高山市国府町木曾垣内、国府町八日町、奥飛驒温泉郷神坂の一部

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

縦覧に供する関係図面において表示する。

4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 下水を排除すべき区域の下水処理をする特定環境保全公共下水道の終末処理場の位置及び名称

高山市国府町広瀬町 1 5 1 4 番地 高山市国府浄化センター

高山市奥飛驒温泉郷笹嶋 2 5 4 番地 1 高山市栃尾浄化センター

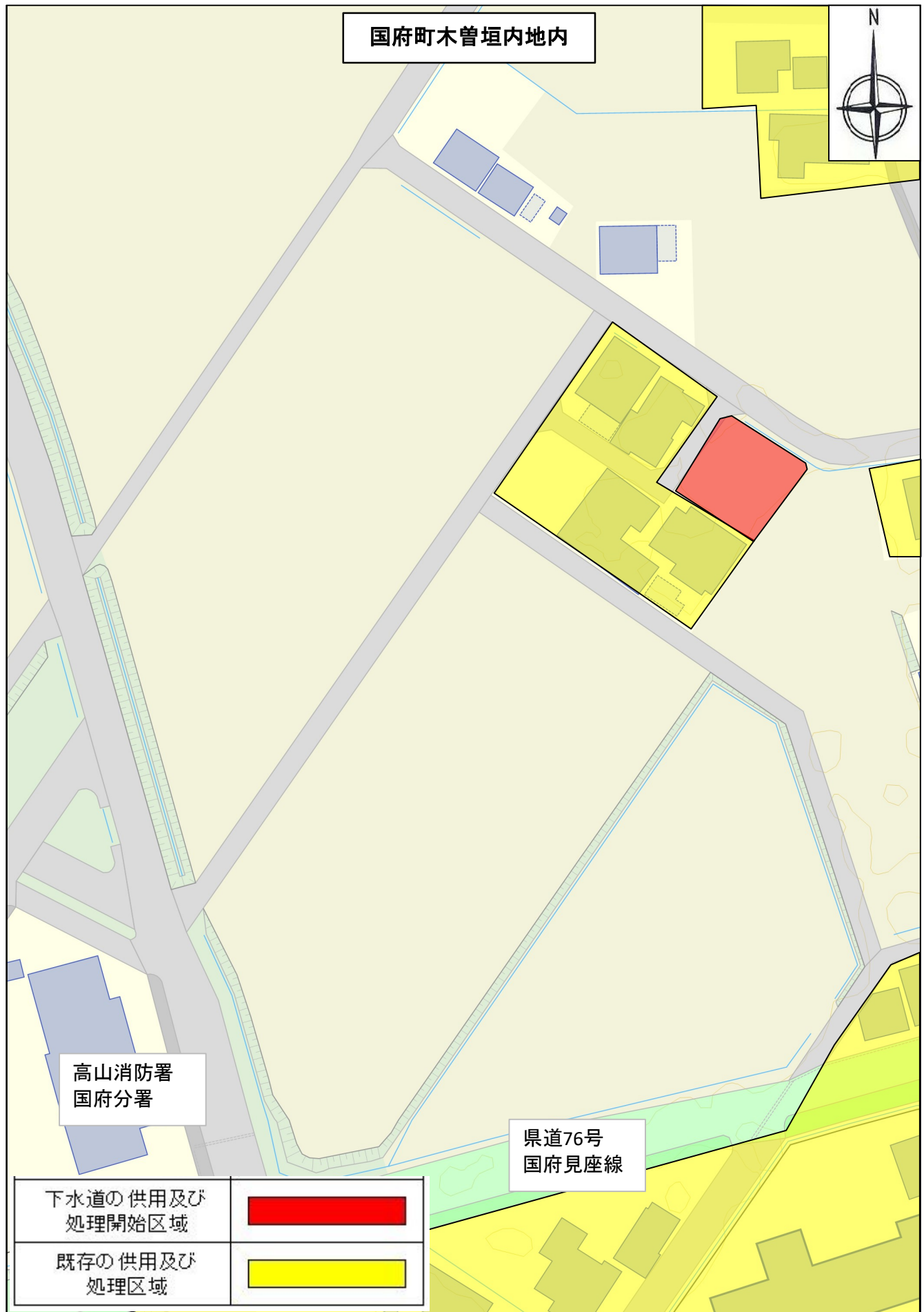
6 縦覧の場所

高山市役所水道部下水道課

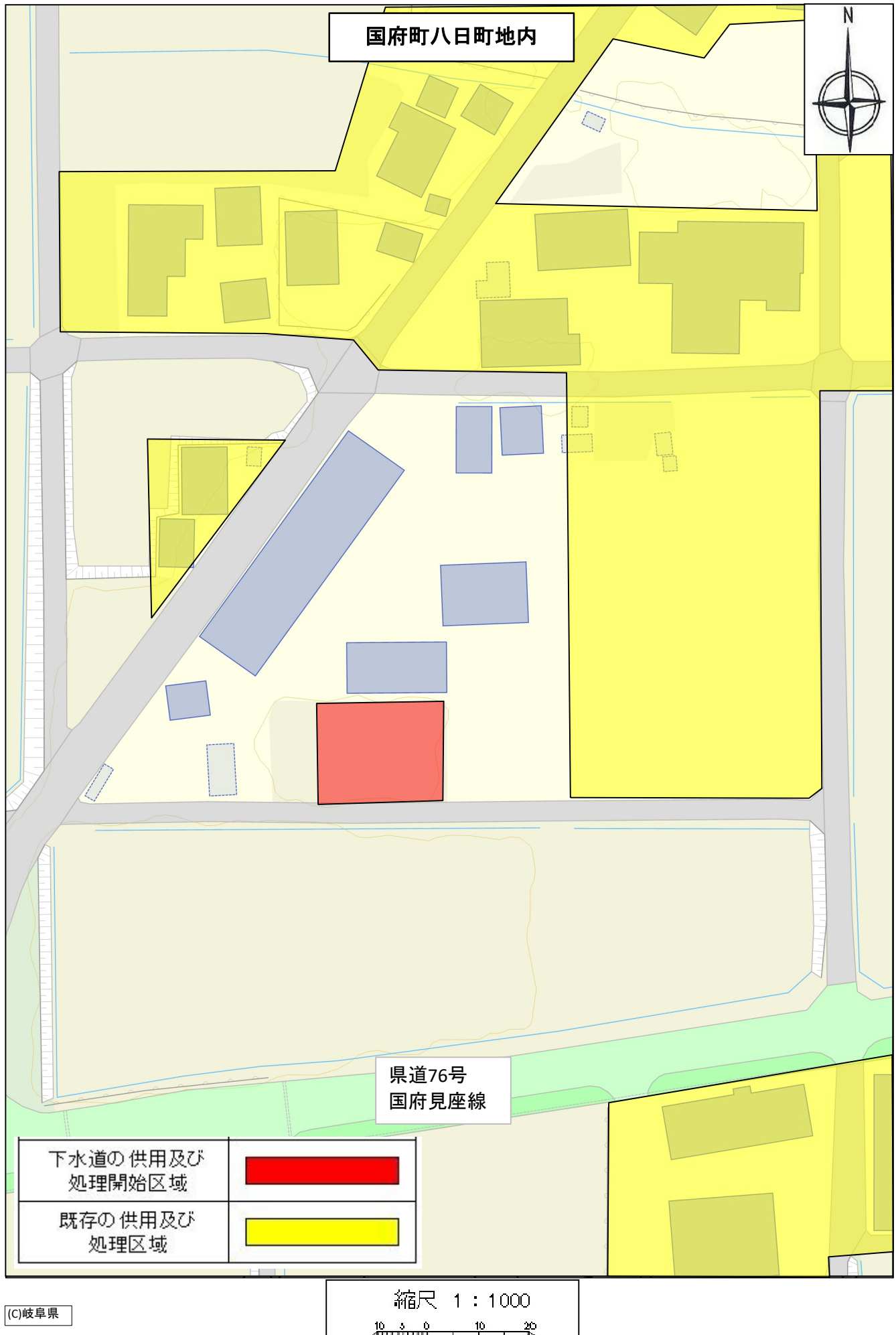
7 縦覧期間

令和 8 年 9 月 7 日から令和 8 年 9 月 17 日まで

1 特定環境保全公共下水道 国府処理区



2 特定環境保全公共下水道 国府処理区



3 特定環境保全公共下水道 栃尾処理区

